

# 星美学園短期大学における公的研究費の 管理・監査の実施基準

## (目 的)

第1条 本実施基準は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、星美学園短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、不正使用を防止し、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

## (定 義)

第2条 実施基準において「公的研究費」とは、文部科学省の公的資金配分機関が研究機関に配分する次の競争的資金等をいう。

(1) 科学研究費補助金，科学技術振興調整費，その他省庁の競争的研究資金

(2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

(3) 前各号に定めるもののほか，政府機関，独立行政法人，地方公共団体及び特殊法人等が配分する研究費

2 本実施基準において「研究者」とは、本学の専任職員及び本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準じるものとする。

## (最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者には学長をあて、職名を公開する。最高管理責任者は、本学の公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

## (統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者には副学長をあて、職名を公開する。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ。

## (コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者には、幼児保育学科長をあて、職名

を公開する。コンプライアンス推進責任者は、公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持つ。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、関係法令や本学が定める規定及び使用ルール等に従って誠実に研究費を執行しなければならない。

(行動規範)

第7条 研究者の公的研究費の不正使用を防止するため、本学における公的研究費の使用に関する行動規範を策定する。

(ルールの明確化)

第8条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費に係る事務手続に関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(事務処理の相談窓口)

第9条 公的研究費に関する事務全般は、学術支援課が担当するとともに、事務処理手続に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究遂行を適切に支援する。

(研修会の開催)

第10条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、本学の公的研究費の使用に関する行動規範を全学に周知徹底するとともに、研究者の公的研究費に対する意識向上のため、公的研究費の適正執行に関する研修会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(誓約書の徴取)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、遵守事項の意識づけを図るために「誓約書」の提出を求め、不正防止に努めなければならない。

(調査委員会)

第12条 公的研究費の管理にかかわって、不正又はその疑いがあり、最高管理責任者が調査の必要があると認めたときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、学長の所管とする。

(懲戒)

第13条 公的研究費の管理にかかわって、不正が確認された者は、学校法人星美学園（赤羽）就業規則に基づき処分を行う。

(不正防止)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費にかかわって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

(不正防止計画の推進)

第15条 コンプライアンス推進責任者及び学術支援課は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部門と協力して不正防止計画を策定・実施しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第16条 公的研究費の執行に当たっては、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内諸規程により公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第17条 コンプライアンス推進責任者及び学術支援課は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入、旅費及びアルバイト雇用等は、科学研究費助成事業の事務取扱要領に従い適正に執行しなければならない。

(納品検収)

第18条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、学術支援課に納品検

収の窓口を設け，検収担当者を置く。

- 2 検収担当者は，納品書等と現物を照合し，納品書等に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者への対応)

第19条 公的研究費にかかわって，不正な取引に関与した業者が確認された場合は，最高管理責任者，統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の協議により，取引停止を行うことができる。

(資金使用の相談窓口)

第20条 公的研究費の使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を，学術支援課に設置する。

(公益通報)

第21条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報については，学校法人星美学園コンプライアンス基本規程により取り扱う。

(内部監査)

第22条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて，内部監査を実施する。

- 2 内部監査の実施に関しては，星美学園短期大学科学研究費補助金に係る内部監査規程に基づき実施する。
- 3 内部監査の結果は，最高管理責任者に回付する。

(モニタリング)

第23条 コンプライアンス推進責任者のもとに，公的研究費の執行状況を日常的に点検する。

(監事との連携)

第24条 科研費監査委員会と監事は，相互に連携し，監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

(実施基準の改廃)

第25条 本実施基準の改廃は，教授会の意見を聴いて，理事長が行う。

附 則

1 この実施基準は，平成27年4月1日から施行する。